

に緩和されます」([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html))を参照してください。

### Ⅲ 出願審査の請求の手数料

出願審査の請求を行うときは、1件につき138,000円（平成31年3月31日までにを行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき118,000円）に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料が必要になります。

また、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正を行うときは、増加する請求項1項につき4,000円の手数料が必要になります。

また、特許法第195条の2又は特許法第195条の2の2の規定により出願審査の請求の手数料は、軽減又は免除されることがあります（詳細は第二十一節「出願審査の請求の手数料の減免」を参照してください。）。

### Ⅳ 特定登録調査機関制度利用による出願審査請求手数料の特例

登録調査機関（先行技術調査を行う機関）のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果をその者に交付します。

出願人等がその結果を記載した調査報告を提示して出願審査の請求をしたときは、出願審査請求手数料は軽減され（特例法39の2、同法39の3）、納付すべき手数料の額は、1件につき110,000円（平成31年3月31日までにを行った出願について出願審査の請求を行うときは、1件につき94,000円）に1請求項につき3,200円を加えた額となります（手数料令1(2)）。

出願審査請求書に上記調査報告の提示をする場合は、「【代理人】」の欄の次に「【調査報告番号】」の欄を設け、調査報告番号を記載してください。